

監　　査　　報　　告　　書

平成 24 年 5 月 18 日

学校法人 近畿大学弘徳学園

理事長 上田正一 殿

学校法人 近畿大学弘徳学園

監事 西馬正義 印

監事 後藤真 印

私たち学校法人近畿大学弘徳学園の監事は、私立学校法第37条第3項の規定に基づく監査を行うため、平成23年度の学校法人近畿大学弘徳学園の業務及び財産の状況について監査を実施いたしました。

監査の方法は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、また重要資料を閲覧して業務の執行状況を監査いたしました。

監査の結果、学校法人の業務に関しては、法令及び寄附行為に違反する重大な事実ではなく、また、平成23年度の学校法人近畿大学弘徳学園の財産の状況は適正なものと認められます。

以上